

実行打案

1. 全国同盟の機関を適じし全英産団体の共同年會を起す
2. 全国一齊に失業保險法獲得の努力を大会並に失業者大会
全国に起すこと。

3. 請願運動を起すこと

4. 社会に提案する事

(街) 失業保險の多量な法を種あるも有る事!

「職工支那聯合会の機関が大会で日領も決つて起るにつき
省留す。」

養老保償法制定に關する件

提案 説明

到文 我國現下の労働者は極度に不安を感へるに及り、併し老年工
は益々その生活不安一層、極度に感へる者若し養老保償法の速
に制定し実行せんことを要求するものなり。

理由 今日の社会に於ける労働者は他如き労働不安を致すに課せられ
て居ることは今更なるを待たず。若し若し常に此の側に居るものあり
、先が労働の問題として明日のパンを採らぬに至る處の工
場やストライキを断行せしめられ、労働者は若く健康を
ある中は資本家は嚴密の生活費を感へる強度に採取する。然る
に老衰して来るとは自分採取が出来ないので非人道的にも老後生活に

充分に保障せられし階層に投せ出すのが今日の實状である。我
等は此の悲惨な事實を等閑に附することには出来な。多量我々
國の産業に従事したるは産物所有者をせめて老後にりとむ彼ら生
活に安定を感へることには、國民同胞の義務心あるが故に必し水
提案を上程し全代議員の立場一致の賛成を乞ふ次第である。

参考資料

英國に於ける一九〇八年養老年金法は英産から此の法を國
正せられ現行法は年滿七十歳と達したるは此の法を有するに依
りてわがにその年收の割合に依りて給付せり。
又フランスに於ける一九〇六年三月下院を通過し、一九〇九年
四月衆議院に於て、年滿六十歳以上のものに年額最低三百六十
フランを給し、掛金は日本の現行法より掛金と各種、労働者は
税保検査とせし税額加入とせらるる。

要項

- 1. 五十歳以上日本に國籍を有し二十歳以上額上法に居住せる
- 2. 年收六十歳に達したるもの。
- 3. 年收十二倍以下より新州者、恩給氏、その他権利人
- 4. 病疾、不慮者は年收に關し、國家は保險給付を有す
- 5. 此法の保險金は政府、資本家負擔とす
- 6. 此法の保險金は政府、資本家負擔とす

実行打案

本大会に可成せられたる他の労働者法と一掃して実行せしめること。